

# 年 金 あ れ こ れ 国民年金保険料には「免除制度」があります

経済的な理由などで、今はどうしても国民年金保険料が納められない・・・

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除される「免除制度」があります。保険料が免除される額は下記の4区分となります。

全額免除		(納付なし)
3/4免除	1/4納付	(保険月額： 3,900円)
半額免除	半額納付	(保険月額： 7,800円)
1/4免除	3/4納付	(保険月額： 11,690円)
全額納付		(保険月額： 15,590円)

免除は、被保険者・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額を下回る場合に承認されます。

※どの免除に該当するかは、前年所得により基準が定められています。

## ■所得基準額の目安（概算）

世帯員数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯→夫婦・子2人 (子は16歳未満)	162万円程度	230万円程度	282万円程度	335万円程度
2人世帯→夫婦	92万円程度	142万円程度	195万円程度	247万円程度
単身世帯	57万円程度	93万円程度	141万円程度	189万円程度

※この額はあくまでも目安であり、世帯状況や各種控除等により基準が異なります。

**ご注意！** 減額された保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期」として扱われ、老齢基礎年金の受給資格を得る期間に含まれません。

## ●その他に、退職（失業）による特例免除があります。

「免除制度」や「特別免除」に関する問い合わせは、  
日本年金機構旭川年金事務所（TEL0166-72-5002）または住民課お客さま窓口係（TEL32-2500）まで

## 保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

# こ れ か ら の 家 庭 教 育 ～学校の勉強は何のため？～

「学校の勉強なんて、将来の役に立たない！読み書きと簡単な計算だけで生きていける！」ある討論番組で高校生がこんな主張をしていました。一緒に出演していた大人たちは、何も言い返せず黙ってしまいました。

その番組にはビートたけしさん（北野武氏）も出演していて、その高校生に映画撮影でいかに数学で習った因数分解の知識を使っているかをわかりやすく伝え、「勉強を教科の範囲内として捉えてはダメ。応用が利くように、あえて国語や数学って形にして教えているんだよ。」と答えていました。

社会人になると、『学校の勉強がどれだけできるか』ではなく、『学んだことをいかに活かすことができるか』ということの方が大切です。社会の第一線で活躍している人は、年間何十冊も本を読んでいるといいます。それは、学びにはムダがないことを知っているからです。

もし、お子さんが冒頭の高校生のようなことを言ってきたら、一緒に勉強の意味を考えてみてください。テストのための勉強ではなく、学んだことを何に活かすことができるかという視点を持てば、これまでよりは進んで机に向かうようになるかもしれませんね。

